航空危険物規則書 第65(2024年)版邦訳 ご利用者各位

貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般, 航空危険物規則書第 65(2024年)版邦訳に誤りがありましたので、以下の正誤表のとおり、訂正させていただきます。

ご迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんが、規則書の訂正をお願いいたします。

以上

添付:正誤表(2023/12/18)

第65版邦訳 正誤表

1. 訂正箇所:第4章、4.4、特別規定 A86 (p471)

訂正の内容:(b)冒頭の「3.4.1.1.3 または」の文言の削除

- (誤) \triangle (b)3.4.1.1.3 または UN Manual of Tests and Criteria Part III subsection 33.2.4 の中の Test N1 (チップは必要ならば、砕き、篩にかけ、1.25 mm 未満のサイズの小片とする) に従って試験した結果、可燃性固体とならない。
- (正) \triangle (b)UN Manual of Tests and Criteria Part III subsection 33.2.4 の中の Test N1 (チップ は必要ならば、砕き、篩にかけ、1.25 mm 未満のサイズの小片とする) に従って試験した結果、可燃性固体とならない。
- 2. 訂正箇所:第5章、包装基準 Y203 (p534)

訂正の内容:第64版のaddendumで追加となった文言の記載もれ。

(誤)

注:

"Receptacle"は付録 A に規定されたのと同じ意味を有する。本包装基準における容器 (receptacle)に対するいかなる参照も UN 1950 の"エアゾール (aerosols)"および UN 2037 の "ガスを収納した小型容器 (receptacles, small, containing gas)"および"ガスカートリッジ (gas cartridges)"を含むものとする。

エアゾールおよびガスを含む小型容器(ガスカートリッジ)は 6.4.4 の要件に合致しなければならない。

金属製容器の容量は 1,000mL を超えてはならない;プラスチック製容器は 500mL を超えては ならない。

(正)

注:

"Receptacle"は付録 A に規定されたのと同じ意味を有する。本包装基準における容器 (receptacle)に対するいかなる参照も UN 1950 の"エアゾール (aerosols)"および UN 2037 の"ガスを収納した小型容器 (receptacles, small, containing gas)"および"ガスカートリッジ (gas cartridges)"を含むものとする。

エアゾールおよびガスを含む小型容器(ガスカートリッジ)は 6.4.4 の要件に合致しなければならない。

金属製容器の容量は 1,000mL を超えてはならない;プラスチック製容器は 500mL を超えてはならない。

再充填不可能なエアゾールおよび再充填不可能なガスを含む容器(ガスカートリッジ)で 毒物を含むものの容量は、120mLを超えてはならない。